執行部集大成 !!

182

July.15.2024 No. 1

東京都渋谷区千駄ヶ谷5-21-8 代々木第10下田ビル7F Tel 03 (3354) 4162 Fax 03 (3354) 4095



会長退任挨拶 ————————————————————————————————————
青税の未来を切り拓くための新たなる挑戦 ― 会長 冨川 和將
各部長一年間を振り返って
□ 日税連との懇談会
日本税理士会連合会執行部との懇談会 ── 広報部長 津田 律子
国際部活動 ————————————————————————————————————
2023 韓国税務士考試会との勉強会 in 名古屋 — 国際部長 宮島富久雄 韓国税務士考試会定期総会出席報告 — 国際部長 宮島富久雄
税理士PR委員会活動 ——— P.17
税理士職業紹介セミナー報告 — 税理±PR委員長 江田佳銘子
国会陳情報告 ————————————————————————————————————
国会陳情報告 ————————————————————————————————————
法対策情報 ————————————————————————————————————
法対策部より活動報告
今年度トピック
能登半島地震被災地視察報告 ———— 会長 富川 和將
全青税ホームページアドレス https://aozei.com/

会長退低挨拶

青税の未来を切り拓くための 新たなる挑戦



会 長 富川 和將

1. はじめに

全国青年税理士連盟(以下「全 青税」という。)の会員の皆様、 こんにちは。本年会長を務めさ せていただきました、冨川和將 です。平素は当連盟の活動に多 大なるご協力とご理解を頂き、 厚く御礼申し上げます。

まず最初に、令和6年1月1日に発生した能登半島地震をはじめ各地の災害により亡くなられた方々のご冥福をお祈りすると共に、ご遺族の皆様には心よりお悔やみ申し上げます。また被災された皆様には心よりお見舞い申し上げます。

今年度は大きな自然災害が多発した年となり、あらためて日頃の備えと準備が必要であると実感しました。また、全青税にとって公益活動とは何かについても考えさせられる1年であったと思います。

2. インボイス制度導入に ついて

全青税では以前からインボイス制度導入に反対を表明して、制度廃止の運動を行って参りました。そして導入直前ではありましたが全国三青会で令和5年9月14日に衆議院第一議員会館第5会議室にて国会議員、マスコミ参集のもと、「弁護士・

税理士・司法書士」青年3士業団体でインボイス制度の廃止を求める緊急記者会見を行いました。この記者会見の影響は大きく、様々なメディアで取り上げられ、また後日インタビューを受けることが多くなったため、インボイス制度特別委員会を設置し、対応を行いました。

しかし制度が廃止されることは無く、スタートしたことは非常に残念です。一度制度がスタートしてしまうとそれをなかったことにすることは難しく、どのようにアプローチをしていくか今後検討が必要かと思います。

3. 納税者権利憲章について

「代表なくして課税なし」の 言葉に象徴されるように、議会 制度は税と共に発展してきたと いっても過言ではありません。 つまり、「議会制民主主義にお ける税のあり方は、あくまでも 税を納める主権者たる国民の立 場に立って決められるべきもの です。国民主権にふさわしい税 制を構築していくため、納税者 の税制上の権利を明確にし、税 制への信頼確保に資するものと して『納税者権利憲章(仮称)』 を早急に制定」(平成22年度税 制改正大綱〜納税者主権の確立 へ向けて~(抜粋))とあるよ

うに、納税者権利憲章は納税者 の権利を守るために必要不可欠 です。全青税では昨年度におい て2年がかりで作成した要望書 を提出しています。これを納税 者の皆様へ向けて発信すること も重要と考え、今年度において はその要望書を参考に、極力専 門用語や分かりにくい言葉を使 わずに納税者の皆様へ分かりや すく伝えるためのパンフレット を作成しました。パンフレット は全青税のホームページにあり ますので、皆様の顧問先やご友 人、知人の方に配布していただ いたり、SNS で発信していた だければと思います。

4. 韓国税務士考試会との 交流について

今年度は新型コロナウイルス 感染症の影響で交流が制限され ていた韓国税務士考試会(以下 「考試会」という。)との交流が 久しぶりにすべての行事におい て再開されました。

今年度は令和元年8月に千葉で開催された全国大会以来4年ぶりに考試会の皆様を全国大会へ招待することができました。また、勉強会も名古屋で開催することができ、すべての交流が再開されました。光州広域市で開催された考試会の総会ではク・ジェイ韓国税務士会会長、

カン・ギジョン光州広域市長、 ソンギュソン光州税務署長など 多くの来賓の中、大変盛大に行 われ、活気ある総会を楽しませ ていただきました。

今年の全国大会の前日は、以 前全国大会が開催される予定で 準備にご尽力されながらも新型 コロナウイルス感染症の影響で 開催されなかった岐阜青税の皆 様にご尽力いただき、岐阜の地 で楽しんでいただこうと思いま す。

両国における税制や税理士制 度、事務所運営方法などの違い を知ることができるこの交流が、 さらに発展を遂げ、よりよいも のになっていけばと思います。

5. 全国大会について

今年度は名古屋青税の皆様が 試行錯誤をしてくださり、新し い取組みも行われました。

今までは紙のパンフレット を作成し配布していましたが、 SDGsの観点からパンフレット はインターネット上で公開し、 QRコードを読み込んでみてい ただくという方式に変更しまし た。

また当日のスケジュールは、 シンポジウムから始まり、全国 大会、懇親会の順となります。 たれは、シンポジウムが旧執行 部のイベントであるため、本入 であるため、本入 を国大会前に行うべい。 を国大会前にかしこのがで がある全国大会がです。 を対しては今回全国大会がで が、関催地によっては難しいくの はい、どのとしては難して が、だめ、 が継続して検討が必要になります。

名古屋青税、岐阜青税の皆さ んが作り上げた名古屋大会、是 非ともお楽しみいただければ幸 いです。

6. 組織活動について

今年度は様々な活動を通じ、 全青税を対外的にアピールする ことに力を入れました。

大きく分けると、全青税を PR するための活動と、会員獲 得のための直接的な活動の2つ です。全青税をPR するための 活動としては、上記でもご紹介 しましたが、納税者権利憲章の パンフレットの作成、それから 法対策部で研究したことを内部 での報告だけに留めず、リーフ レットを作成して配布すること です。今年度は、インボイス制 度が導入されたことに伴い消費 税等の滞納者が増えるのではと 考えたため、納期限までに納 税できない場合の「滞納処分 チェックリスト」、新しく税理 士登録をした方にいつまでも税 理士として活躍していただくた めに、知らなかったでは済まな い「懲戒事例リーフレット」を 作成しました。様々な場面で活 用していただければと思いま す。

また、しばらく改定がされていなかった全青税のリーフレットを改定しました。全青税の魅力を発信するツールとしても活用していただければと思います。

昨年から始めた税理士PRについても今年度継続、拡大して行いました。税理士という職業は知っていても、何をしている職業でどうすればなれるのか知らない学生が多く、まだまだ税理士という職業は認知されていないのだと感じました。その意味でもこの活動は積極的に行っていくべき活動だと感じます。

次に会員獲得のための直接 的な活動としては、今年度は SNS で全青税の PR を行い、理 事会後の懇親会に未入会の税理 士や受験生を呼び、交流を行い 興味を持っていただき入会につ なげるという活動を行いまし た。また各地で個人会員として の入会を積極的に勧めました。 まずは個人会員から増やしてい き、いつの日かその個人会員か ら未加入の青税団体を引き込ん でいただく、または個人会員同 士で新たに青税組織を創設して いただき、全青税に加入してい ただく、その礎となるべくアプ ローチを行いました。今年度は 岡山、香川にアプローチを行っ ています。広島については共同 事業を行うことを計画しました が、延期となってしまったた め、次期に引き継げればと思い ます。

7. 最後に

昨年の全国大会の就任の挨拶でも申しましたが、数は力です。 何をするにしても数の力は絶大です。全青税の活動も、意見も 数が多ければ多いほど注目を浴びるようになります。

その結果、影響力を持つ団体になれます。そのため今後も組織活動は非常に重要な活動になると思います。新しい視点から組織活動を継続していただければと思います。

最後に、今年度の全青税の事業にご協力いただきました執行部の皆様、そして会員の皆様、誠にありがとうございました。大変なご苦労をおかけしたと思いますが、皆様のおかげで無事終わることができました。皆様には感謝を申し上げ、私の退任の挨拶とさせていただきます。1年間ありがとうございました。

一年を振り返って



総務部

部長 阿 部 圭 子

(東 京)

本年度、総務部長を務めました東京青税の阿で、あと三ヶ月弱、名古屋大会まで走ることにである生活を発表した。総務のメイン業務に進営できる。といるをは、2000年をよるです。理事である。理事である。理事である。では、2000年を表した。を発行してもらう手間が増けました。すべての回をWeb併用

理事会としたため、カメラ&音響の設営も必要でしたが高橋法対策部長、濱田・山口・安藤3 法対策部委員長、髙栁組織部長に大変ご助力いただきました。この場を借りて御礼申し上げます。

また、日税連執行部との懇談会、日税連理事会・総会および日税政総会の傍聴、韓国税務士考試会総会出席のための訪韓、国会陳情のほか、法対策部会、インボイス制度特別委員会、税理士 PR 委員会、能登地震対策

特別委員会と様々な機会に参加 させていただきました。

1月に起こった能登地震に対する支援については、義援金の募集の際に渋谷税務署の確認手続きや能登被災地視察を行い、5月理事会は金沢市内にて開催することができました。

総務の仕事が増えたナアと思う反面、冨川会長の情熱と暴走のおかげでたくさんの得難い体験をした1年間でした。冨川さん、ありがとうございました。1年間お疲れ様でした。



経 理 部

部長 岩 澤 英 彦

(千 葉)

私がこの1年間で忘れられな

県へお振込みをする予定となっております。この誌面をお借りして、義援金をお送り頂いた会員の皆様には厚く御礼を申し上げます。

最後に、事務局の鴻野さん、 会長の冨川さん、総務部長の阿 部さん、前任者の大和屋さんの おかげで、なんとか日々の経理 業務を滞りなく終える事ができ ました。この場を借りて感謝を 申し上げたいと思います。あり がとうございました。



研究部

部長 石 澤 健 太

(神奈川)

研究部長を一年間務めました、神奈川青税の石澤健太と申 します。

まずは全青税研究部員の皆様、 理事の皆様、各単位青税の会員 の皆様のご協力を頂きましたこ と、心より御礼申し上げます。

任期中に開催した部会は全て オンライン開催と、現地参集に より顔を合わせた部会の開催が できなかったことは少し心残り ですが、毎回の部会ではしっか りと部員の皆様にも参加いただ き、活発な議論ができたたこと、 改めて感謝申し上げます。

各単位青税が論文を執筆しました。



組織部

部長 髙 栁 律 彦

(神奈川)

今年度冨川会長のもと組織部長を務めました、神奈川青税の高栁律彦と申します。今年度の組織部では、事業計画に『会員数増加につながる活動』と『中四国地域の税理士及び青年税理士団体との交流を図る』を掲げました。昨年8月の就任早々に岡山にて岡山青年税理士連盟の会長経験者3名との意見交換及び懇談を、11月には税理士PR委員会と協力の上、香川に赴き香川県の税理士数名と懇談を行いました。また、岡山、香川で

で、数名ではありますが全青税に個人会員として入会いただけたことは、一歩前進したのではないかと思っています。組織活動は、一朝一夕に結果が出るものではなく、地道な活動が身を結ぶものだと考えております。

今後も各地の青年団体や税理 士との交流を継続し、さらなる 一歩を踏み出せることを祈念し 退任のあいさつとさせていただ きます。一年間ありがとうござ いました。



厚生部

部長 石 黒 翔

(岐阜)

1年間厚生部長を務めさせていただきました、岐阜青税の石 黒翔です。

厚生部の活動は、慶弔見舞金 の手続、理事会後の懇親会の開 催、全国大会の懇親会の運営で した。

長かったコロナ禍を経て今までどおりの懇親会がようやく開催されるようになってきました。あの時期を国民全員が経験し、それを機にオンライン会議というものが浸透したと思っています。会議の在り方というのは、コロナ禍で変わったことのトップ3に入るのではないで

しょうか?一方、懇親会はどう でしょう。私が知る懇親会とい うのは、出席率を上げるために 声を掛け、乾杯の挨拶が長いと 周りから囃し立てられ、締めの 挨拶を一本締めで行うというも のです。これはコロナ禍前後で 変わっていないかと思います。 コロナ禍を経ても変わらないと いうことは、懇親会というもの が、明治、大正、昭和、平成と 激動の時代を生き抜いた諸先輩 方が様々な研鑽をし令和につな いできた一つの完成したもの、 様式美を感じる伝統的なもので あるということだと思います。

1年間懇親会の場でしか発言していない私ですが、皆様の温かい心遣いと大人な対応で無事この歴史ある業務を次の担当部長に引き継ぐことができそうです。

また、全国大会の懇親会については、この原稿を書いている時点では終わっていませんが、無事終わっている事を心から願っております。

最後になりますが、全国の会 員の皆様、1年間厚生部の活動 にご協力いただきありがとうご ざいました。



法対策部

部長 高 橋 紀 充

(東 京)

今年度、法対策部長を務めま した東京青税の高橋紀充です。 私は数年前のコロナ禍の森岡執 行部において総務部長を務めて おりました。当時の法対策部長 が、そうです、現在の冨川会長 です。あの頃は移動制限等もあ り、会員同士、対面での深い議 論が出来ないまま意見書等を取 り纏めなければならず、冨川部 長(当時)の苦労を身近に見て おりました。その後数年が経 ち、移動制限こそ無くなりまし たが、議題の進行、意見書等を 取り纏める苦労は尽きませんで した。しかし、その点が法対策 部(若しくは全青税)の醍醐味 かもしれません。法対策部員や 理事からの意見を聞く度に、自

分では気づけない論点などが把握でき、自身の知識整理や物事の捉え方に深みが出ます。コマーの活用が叫ばれる今日で、人間の経験値の奥深さと議論を通じた仲間とのコミュニケーショの重要性を再確認致しました。

青税活動をしていると、色々な人とのご縁に恵まれ、貴重な経験ができるとあらためて感じます。一年間ありがとうございました。



国際部

部長 宮 島 富久雄

(名古屋)

今年度国際部長を務めさせていただきました宮島富久雄です。今年度の国際部は新型コロナウイルスの影響により中断していた韓国税務士考試会とのに韓国税務士考試会とのには10月に名古屋での勉強会を開催し、11月には考試会総会を開催し、11月には考試会総会を開催し、11月には考試会総会を開催したの開催となりましたが、全報と考試会あわせて80名を超える会員の現地参加があり、大変有意義な時間を過ごすことが

できたのではないかと考えてい ます。

また、年明けからは部内で移転価格税制を取り上げ、税制そのものだけではなく、ローカルファイルに関して、その考え方の特にグループ経営に対する有用性について議論しました。

このように国際部は普段の仕事ではなかなか経験することできない経験ができる部です。その魅力を会員のみなさまにお伝えできたかは心もとないですが、これは部長を退任しても継

続して伝えていきたいと思いま す。

最後になりますが、1年を通 じて準備面で周囲の方々には大 変力強く支えていただきました。お力添えがなければとても 務まりませんでした。心より感 謝申し上げます。この経験を次 世代に引き継ぎ、今度は私が支 えとなることが、支えてもらっ た私の務めであり恩返しである と感じていました。



広報部

部長 津 田 律 子

(埼 玉)

今期、広報部長を務めさせて いただきました埼玉青税の津田 律子です。

令和5年5月に新型コロナウイルス感染症の位置づけが「新型インフルエンザ等感染症(いわゆる2類相当)」から「5類感染症」に変わり、以前以上に進化した全青税の活動を、ホームページや広報誌面で感じていただけましたでしょうか。

今年度の広報部の活動では、 本紙を含む2回の広報誌発行の 他、全青税のリーフレット刷新 を行いました。リーフレットはホームページに掲載されていますので、ぜひご活用ください。ホームページ運営委員会では、清本委員長がホームページの随時更新および全面https 化の推進、Xでの全青税活動の周知に努めた他、税理士PR委員会では、江田委員長が大学での職業紹介セミナーを開催しました。セミナーの様子は別途活動報告がありますので、そちらをご覧ください。

広報部員、執行部の方々を始

め、多くの方にご助力、アドバイスをいただきながら何とか乗り切ることができそうです。今年度の広報活動が全青税の発展の一助となることを祈念しています。1年間ありがとうございました。



全青税リーフレット

日本税理士会連合会執行部との懇談会

令和5年12月13日(水)日本税理士会館

広報部長 津 田 律 子

令和5年12月13日水曜日、日本税理士会館において日本税理士会連合会(以下「日税連」) との懇談会が開催された。日税連からは太田会長、石原副会長、加藤専務理事、遠井専務理事、 菱田専務理事、松井総務部長が出席された。

今年度のテーマは、税務行政の DX、インボイ

ス制度、受験資格、税理士に対する信頼向上の 環境整備となった。

以下はその要旨である。字数の制限により要 約・意訳をしているところがある旨をご容赦い ただきたい。

太田会長:日税連の新執行部での課題として、デジタル化対応がある。各税理士会、日税連で連携してデジタル相談室を立ち上げ、1人でも多くの会員に関心を持っていただけるよう環境整備を進めている。

税務行政のデジタル化についても、税理士の役割として 関与先企業および納税者のデ ジタル化推進に積極的に対応 していきたい。

多様な人材の確保の観点では、受験資格制度の見直しが行われ、先日の税理士試験発表においては受験者数が20%増加しうれしく思っている。一過性のものでなく継続



太田会長挨拶

して税理士にチャレンジしていただける環境をしっかりと作っていきたい。若者がチャレンジして魅力ある税理士業界ができるよう皆さんの意見をしっかりと聞いていきたい。

10月から施行されたインボイス制度については、現場で起こっている問題点の抽出中である。今後1年くらいかけて問題点を挙げて提言していく予定だ。

収受日付印の問題、電帳法の問題など多種多様な課題が 山積しているが、今日は皆さんよりご意見をいただいて真 摯に受け止めて次のステップ アップにしたいと思っている。

冨川全青税会長(以下「冨川」):本日は太田会長はじめ皆様お忙しい中懇談会を開催していただき感謝する。全青税では昨年度から税理士の仕事をPRする活動として、大学で懇談会を開催している。税理士の仕事をよく知らない若者も多いが、懇談後の反応



冨川会長挨拶

では興味を持ってもらえており、将来のキャリアとして目指したいという声もある。

税理士は魅力があって将来性のある職業である。税理士という職業をもっとよりよいもの、未来につなげていけるものとしたい。この懇談会がその一助となればと思う。

1. 納税者の利便性と近時 の税務行政の DX の方向 性について

①収受日付印、納付書と納税者 目線

安藤納税環境整備委員長(以下 「安藤」): 令和7年1月から の申告書等の控えへの収受日



安藤委員長

付印の押なつ取りやめについ ては納税者の利便性のためで はなく税務署等における文書 紛失リスクを低減することが 目的とのことだ。であればま ずは文書を紛失するリスクに ついて十分に内部管理監督体 制を見直すことが先である。 代替として税務署提出時に写 真撮影する案があるが、税務 署へ行く必要があるため郵送 提出者にとっては負担が増す のみであり、納税者サービス の低下でしかない。押なつ取 りやめについて貴会より白紙 撤回を求めるべきと考える が、いかがか。

納付書の事前送付取りやめの件についても、当連盟では納税者サービスの低下でと必要な場合と考えてないる。必要なって取りでは電話で依頼して取り寄せるとのことだが、特にくく考えらいは電話が繋がりにく考えらいたが、ホームページによったが、ホームページによったが、ホームページによったが、ホームページによったが、ホームページによったが、カームページを対応を求めるべきと考える。対応を求めるべきと考える。

遠井専務理事: DX の総論から 話すと、前例のない急速なデ ジタル化が進められていると 感じられる。様々な面で納税 者の利便が却って損なわれて りる部分があるため、去る8 月24日に実施した国税庁幹 部との協議会で、前例の日税 の意見を十分に聞いて頂くいての意見を十分に聞いて頂くにして うに、また、デジタル化人も 取り残さないよう最大限の配 慮を頂くよう求め続けている を頂くようである。

各論について、収受日付印 の押なつ取りやめの件は本年 3月に令和6年4月開始の旨 の周知依頼文が届いたが、早 急すぎる旨を伝え令和7年1 月からに後ろ倒しにしても らった。かなり懸念があるた め各税理士会から出された意 見を日税連でとりまとめて国 税庁へ提出している。第一義 的にはデジタル化推進であ り、紛失リスク回避が主眼で はないことは理解いただきた い。国の施策のため撤回の要 望までは難しく、できるだけ 不利益がないよう納税者への 丁寧な説明の他、収受日付印 付申告書の提出先である銀行 や保育園などへの説明を十分 に行うよう求めている。

納付書についても問題意識は全青税と同一である。国税庁に限らず国の施策としてデジタル化が急すぎるのではないかと疑問を感じているため、国税庁以外の省庁にも意見を述べているところである。納付書のダウンロード対応については以前より庁へお願いしているが、日銀との関係でなかなか実現しない。

②財務諸表データの e-Tax 送信での期限後申告取り扱いの変更について

安藤: e-Tax で期限内に送信した財務諸表データが文字コードエラーになり、訂正再送信が期限後となった場合、これまでは期限後となった場合、取り扱われてところ、令和6年1月5日より期限後申告として取り扱われるとのが必らでいる国税行政の低下でした。これは税務行政の所でしかが、と思うが、いかがか。

遠井専務理事:大きな問題のため庁に質問したところ、月に $0\sim1$ 件程度でレアケースのためご理解いただきたいとの回答だった。

安藤:レアケースであれば逆に 対応できるのではないか。開 始時期が急すぎる。デジタル 化を標榜するのであれば、ど こがエラーなのか分かりやす く情報提供する対応をしても らえないか。

遠井専務理事: どういうものが エラーになっているのか情報 をもらっている。

石原副会長:申告書本体ではなく添付書類である財務諸表の文字コードエラーのために申告が期限後となることはおかしいと言ったが、予算的いとのから変えることが難しいと言ったが難しいとのであった。システム改修をするには根拠が必要。これまでは電話連絡で修正してもらっていたが、受信通知で記載するようシステム対応し

た。ただ、即時通知でないため利便性が悪く、それについても文句は言っている。ベンダーの対応がほぼできているため今回の対応に至ったとの説明を受けた。

冨川:改修するのに費用がかかるのであればこのままでいいのでは。学生は「やりがい」「必要以上の義務を負わないこと」「儲かること」を重視している。

木下名古屋青年税理士連盟会長 (以下「木下」):今後、国税 庁のシステムの仕様が変わっ てエラーが増えた場合の対策 として期限内申告の取り扱い を残した方がお互いスピー ディに対応ができ、国税庁も やりやすいのではないか。

石原副会長:システム障害の際は、災害等による期限の延長を行うことになる。もしそのようなことがあったら日税連に連絡してくれたら対応しやすい。システム変更については改修内容が事前に伝えられる。

安藤:日税連も対応していることは理解した。急速なデジタル化は強引とも思っているが、そこについてはどのように感じているか。

遠井専務理事:国が進めている ため国税庁はやらなくてはな らない。それに対応して何で も受け入れるのではなく、急 速すぎることについてはつい ていけないということを申し 入れている。 安藤:ベンダーと日税連での懇談会はあるか。

遠井専務理事:各単位会や支部 とベンダーの協議会は全国で 進められている。

安藤: デジタル化が強引に進められており、税理士が置いて行かれているように感じる。 日税連でも個々の税理士の意見を吸い上げてはどうか。

遠井専務理事:各支部、単位会 で会員の意見集約をしていた だければ日税連で意見を取り まとめる。

③納税者権利憲章について

安藤:全青税では今年度新たに 納税者権利憲章の制定を求め るパンフレットを作成した。 納税者権利憲章の制定につい て日税連としての進捗状況を お聞かせいただきたい。

菱田専務理事:憲章が制定されると、税理士会の規約や報に併せて大理士会の規約を報じて大理士の業務もそれに併せて大理士であるため、国から税正するが出たら検証する、ともが出たら検証する。。 を表表を含めてガイドウスタンスで待っている。 は、ガ出たら検証する、と なが出たらから出すというないにこちらから出すといが、 のともでしていない。確固たる ではないが、頭の中にはある。

2. インボイス制度、消費 税および税制全体の今後 について

①インボイス制度 濱田税制対策委員長(以下「濱



濱田委員長

田J): 我々はインボイス制度については中立、簡素の原則に大きく反しているものとして反対の立場をとっている。インボイス制度について、納税者の理解と納得を得られている税制だと考えているか、廃止すべきとの考えはもっていないか、廃止できないとすると、事務負担軽減の具体的な意見はないか、ご意見を伺いたい。

インボイス制度は真面目に 対応すると事務負担が大きい が、国税庁の答弁では調査で 細かいところは見ないともあ り、記帳実務のモラル低下に つながることが危惧される。

加藤専務理事:基本的な考え方は変わっておらず、事務負担がかかることに怒りがある。導入前は反対していたが、入ってしまった以上は対応するしかないため経過措置や事務軽減にシフトした。経過措置の恒久化も申し入れ中。制度開始後の課題の洗い出しを業務対策部中心に実施中であり、とりまとめて来年以降の税制改正建議の内容に反映予定だ。

急激な DX の推進の意味の

一つに行政事務の効率化があるが、その分民間の業務負担 増の懸念がある。大きなベクトルは変わらないのでお互い にいい方向に進むよう意見している。

11月30日に事業者のデジタル化等に係る関係省庁等連絡会議が立ち上がった。これは全省庁の審議官クラスが集まった会議であり、事業者のデジタル化が一層推進される中、税務を起点とした社会のDXを税理士が支援していかなければならない。

BtoB、BtoC に加えて BtoG に関するデジタル化が進んでいくことは間違いがない。それについてどれだけ税理士が関与して事業者をサポートできるかは日税連、全青税ともに共通してやっていかなければならないところだ。

濱田:具体的な提言はこれから ということだと思うが、例え ば売上高に関わらず全事業者 に対する少額取引の事務負担 軽減の要望はあげているか。

加藤専務理事: ETC は要望をあげて実現した。少額取引については、大会社は経理体制が強いことに加え、1万円以下の取引が課税売上高1億円以下の会社に集中しているという実態を踏まえ現在の線引きがあるとのことだ。今後それが増えるかどうか今は分からない。

②消費税率について

濱田:消費税率は低減すべきで あり、公平性の観点から応能 負担の原則を重視すべきとい うのが全青税の強い考えであ る。消費税は応能負担の原則 に反し、また簡素の観点から も、特にインボイス導入後は 反している。日税連の建議書 では税率についての言及及税 担やでは税率についが、消費 担その他が、消費 担その他点から見て適切な税法である 対しているのか。また、消費税 率を下げるべきという議論を しているか。

加藤専務理事: 税率については 消費税だけの問題でなく、税 体系全体の話になるため、消 費税のみを取り上げて議論するわけにいかない。軽減税で もおけにいかない。軽減で もおけにいかない。等与して は弱者の救済には寄与他で もず、べき話である。消費単一 税率とした方がいい。税で ついては消費税率を下げると その分を何で埋めるかという 話になる。

濱田:現状、税収全体に占める 間接税の割合が高くなってお り、消費税が税収の約3割を 占めているが、これが適切な 割合だと議論されているの か。

菱田専務理事:消費税は税の本 質から外れているためいらな いということか。

冨川:消費税自体がいらないということではなく、消費税ばかり上がっている現状を問題視している。全体としてのバランスを考え、消費税を下げるならどこを上げるべきかと

いう議論になると思う。

石原副会長:消費税の税率アップのときに社会保障の福祉にあてるということだったが、そこを上げないということは社会保障を減らすという趣旨なのか。

濱田:消費税だけが財源ではない。我々は応能負担の原則を評価して、所得税や法人税を強化すべきと考えている。金融所得課税など他の課税で賄うべきと考えている。

石原副会長:建議書に対する意見などあればほしい。税制全体や国の財政の話などに対する。 税務行政や税制に対する建議権からかけ離れてしるうな諸になかを言っなが相ているような話にない。建議書を踏まえてもらってもらって検討である。 ましい。

③所得税について

濱田:政府が高校生までの扶養 控除の縮小を検討していると いうことだが、我々は縮小す べきでないと考えている。日 税連ではどのように考えてい るか。

加藤専務理事:内容を承知して いないため答えられない。

濱田:生命保険料控除の変更の 話なども出ているが日税連に 事前に連絡は来ないのか。

石原副会長:来るとすれば税政

連である。

濱田:急な税制改正がある場合 は、何らかの形で意見を言え る機会があるのか。

菱田専務理事:大綱が出る前に マスコミにリークがあるが、 正式発表ではないので日税連 としては対応することはでき ない。

石原副会長:税政連が活動の中で意見交換の場を作ったり、後援会を持ち直接議員の先生に話をする場面を作っている。そういった税政連の役割を理解して若い先生に伝えてあげてほしい。そこで情報が少し取れたりしている。中には意見を求められる人もいるだろう。

④金融所得課税について

濱田:応能負担の原則より、金融所得については統一した分離課税を新設したうえで、累進税率を適用すべきであるという意見を全青税では検討中である。日税連の建議書では金融所得課税についての言及はないが何か考えはあるか。

加藤専務理事:税制改正建議は 絞りに絞っているものを出し ている。金融所得課税につい ても検討していると思うが、 最終に残らなかったものと思 われる。

⑤電子帳簿保存法について

濱田:もっと簡素化すべきであるなど、現状の改善は検討しているか。

加藤専務理事:申し入れはしている。不安を煽るようなベンダーの宣伝については強けっている。電帳法は選択制であることをきっちり伝えるよう会員にアピールするよう会員にアピール理事会で国税庁が新たな施策を説明に来ることになっており、来年1月に向けての対応は着々と進んでいる。

3. 多様な人材確保に向けた受験資格(税法科目) について

山□税理士制度対策委員長(以下「山□」):今年は、令和4年度の税理士法改正での税理士法改正での税理士試験受験資格要件緩和後初めての試験で、令和4年度より4,040人受験者数が増えており、中でも25歳以下の受験者数が2,094人増加している。これらの結果は日税連として想定されていた通り、期待していた通りの結果だったか。



山口委員長

菱田専務理事:想定値はなかったが、2割くらい増えるといいと考えていた。今回の増加が受験資格要件緩和にあったかどうかは分からないが、受

験者数増加にはほっとしている。

山□:今の試験制度では、高校 在学中や高校卒業後大学3年 生までは、日商簿記検定1級 等に合格しなければ税法科目 に進めない。また、専門学校 や短大を卒業して社会に出た 後、セカンドキャリアとして 税理士を目指そうとなった時 に会計科目で受験がストップ してしまうことが考えられ る。多様な人材確保の観点か らも、会計科目から税法科目 まで安心してチャレンジでき る制度の必要性を感じてい る。税法科目の受験資格要件 緩和について、日税連の中で の議論の状況を伺いたい。

菱田専務理事:今回の改正の影響を見ているところで税法科目についての議論はしていない。すぐに税法科目まで緩めることには抵抗を感じており、入り口の要件を緩和することで若い人にこの世界を知ってもらうということをまずは進めている。

石原副会長:大学在学中の受験 者数が49.6%増えたというこ とはファーストタッチがある。 とはファースト回の目がある。 程度影響したと分析で修りとなるという今回の性となる履修を 受験資格要件となるたとない。 受験資格要件となったととなるとない。 理系の人も受験してもいっと 回のとして税理士をもいいませて らう目的であった。今リ も会科目の受験者数が増えない に は問題だ。試験制度につい ては国税庁の人事官とも具体 的に話し合って検討した。合 格発表を11月末にしたこと も施策の一つである。徐々に 良くなっていく。また意見を 出してほしい。

山□:「簿記論・財務諸表論に 合格してビッグ4に行こう」 という専門学校のアピールも ある。そういった流れができ てしまうと若い税理士が会務 に触れる機会もないことが懸 念されるのではないか。

菱田専務理事:ビッグ4に入っ をから例会にでない、とい離を を対してもしまう。全国でも大限 では対して有給休暇取加の 横法人に対して有給休暇加の 働きかけを行っている支部税 を動務時間内での例会参部がある。ビッグ4に入って ある。ビッグ4に入って、魅力 あることをして、その人たち が例会に行きたいといえる税 理士会にしていくことがいい。

山□:受験科目統合など資格要件以外に議論していることがあるか。

菱田専務理事:試験内容については見直しの協議に着手している。

4. 税理士に対する信頼の 向上を図るためのさらな る環境整備について

冨川:最近、ニセ税理士事例に 遭遇した。前任が引退すると のことで引き継いだ顧問先だ が、消費税の届出が適切に提 出されていなかったため資金 繰りに問題が生じ、事業計画 が頓挫するなど納税者が不利 益を受けた。その前任はニセ 税理士であり、届出の不備の 他、過去の申告内容も怪しい 状態であった。

このような状況が普通にあ ると、これから税理士を目指 そうとしている人や納税者に 対する税理士の印象が悪くな る。このような被害があった 場合に納税者はどこに訴えて いくべきかがすぐに分かるよ うな体制がとれないか。SNS 上に FP の個別税務相談の受 託や勤務税理士自身による申 告受任を普通に謳っている が、これを見つけてもどこに 訴えていけばいいのかが分か らない。こういったことに対 する施策やそれを広めようと しているのかを伺いたい。

菱田専務理事: ニセ税理士は刑事事案のため警察の捜査二課 へ情報提供することになる。

石原副会長:事案があれば綱紀 監察部へ報告してほしい。監 察での調査を行った上、調査 権限を有する国税局へ事案提 起する。被害にあった人には 損害賠償請求をするよう教え てあげてほしい。

冨川:会社設立の際にニセ税理 士の紹介を受けているケース もあり、どんどん増えてい く。FPがセミナー開催の上、 個別相談にも応じている。

菱田専務理事:各単位会から税 理士法抵触の注意喚起の文書 を出したことはある。 **冨川会長**:周知を納税者にわか りやすくしてほしい。

松井総務部長: 意見参考にして 検討する。

山□:日税連ホームページの 「税理士の専門家責任を実現 するための100の提案」の中 に「ニセ税理士等情報連絡せ ん」があるが、あまり認知さ れていない様子だ。周知はし ているか。

加藤専務理事:各単位会の綱紀 監察部へ周知依頼をする。

石原副会長:「100の提案」は すべて見直し、資料集もいい ものが揃っているためぜひ活 用してほしい。ホームページ のトップページに掲載してい る他、会報誌でも案内してい るが、なかなか見ていただけ ない。周知の良い方法はない

木下:見たい資料が探しやすい と良いと思う。国税庁のふた ばちゃん的な AI ツールを導 入してはどうか。

加藤専務理事:いい提案なので 検討する。予算確保が必要。

5. 最後に

太田会長:日税連では多様性活 躍推進委員会を設置してい る。女性や若い人にも税理士 会の会務にチャレンジしてほ しい。

2023 韓国税務士考試会との勉強会

in 名古屋

国際部長 宮島 富久雄



令和5年10月14日、名古屋のウインクあいちにて韓国税務士考試会との勉強会が開催されました。考試会との勉強会は新型コロナウイルスの影響により令和元年の韓国開催を最後に中断されており、今回4年ぶりの開催となると平成30年の京都以来となります。

そのような久しぶりの開催となった今回の勉強会テーマは「社会の変化における税理士・税務士の事務所経営」です。少子高齢化、新型コロナを経た社会の変化、デジタル化の波、様々な変化が社会で起こっている中、税理士の事務所経営は今どのようになっているのか、またこれからどうなっていくのかを考える機会になれば、との思いから選ばれたテーマでした。

準備は私の段取りが悪くドタバタしましたが、開催日の10日ほど前には、Web会議で考試会と当日の進行について打合せを行い、部員の方々をはじめ周囲に助けられながら何とか当日を迎えることができました。

当日は、会場に全青税63名、 考試会からは23名の参加があり総勢80名を超える参加者が集まりました(別途Web参加14名)。会場の席はほぼ満席となり、 両国の専門家と交流するという 非日常に対する高揚感と熱気に 包まれつつ、日韓それぞれの発 表と質疑応答が行われました。

私は緊張の連続でこの時間を 楽しむ余裕はありませんでした が、考試会の発表には、興味深 い内容がいくつか盛り込まれて いました。例えば韓国税務士会 が会計プログラムを所有し運営 することでライバル会社の寡占 により生じかねない弊害を防い でいる点は日本にはない取り組 みであり、プラットフォーム事 業者による専門家サービスの登 場は、日本でも起きないとは限 らない事象であると感じまし た。また、最も驚かされたの は、韓国では事業者のほぼすべ ての取引資料が国税庁ホーム タックスに集約され、税務士事 務所はここから必要な売上・買 入資料を会計プログラムに自動 取得するという点です。電子化 の進む韓国では、国税庁に多く の取引情報が集まり取引の透明 化と効率化を図っています。し かし一方で個人情報の取り扱い



に対する懸念はあり、今後の日本のデジタル化の進展を考える上では、大変参考になるものでした。

勉強会終了後は場所を移して 懇親会が行われました。言葉の 壁はあるものの、会場のあちこ ちで片言の英語で話したり翻訳 アプリを使ったり、最後は身振 り手振りでコミュニケーション を取る姿が見られました。とて も盛り上がっていて楽しい時間 が過ごせたように思います。

勉強会は他国の制度を知ることに加え、多くの考試会の方とも交流できる貴重な機会です。次年度以降もさらに多くの方にご参加いただき、この貴重な時間を共にしたいと思います。今後とも勉強会へのご参加をお待ちしています。





韓国税務士考試会定期総会出席報告

国際部長 宮島 富久雄



令和5年11月17日、韓国の 光州にて韓国税務士考試会の第 53回定期総会が開催されました。全青税からは冨川会長、阿 部総務部長、高橋法対策部長、 全国大会実行委員の酒井哲也会 員(埼玉)、国際部の合間篤史 会員(千葉)、そして国際部長 の宮島計6名が来賓として参加 しました。

光州は韓国の南西にある地方 都市で、ソウルからは飛行機で 1時間ぐらいの場所にありま す。総会前日に金浦空港に到着 すると、考試会の方にお出迎え いただき、空港で軽く昼食をえ光 州に向かいました。光州に到着 後は、夕食会場でイ・ソクチョ ン会長と再会し、また光州の考 は、会長にもお会いするなどた くさんの考試会の方々に歓待し ていただきました。

翌日は総会が夕方からのため、朝から昼過ぎにかけてタミョンという場所を案内してもらいました。映画やドラマの撮影にも使われるというメタセコイア並木をゆっくりと、美しい情景を独占するように皆で横に広がって歩き、穏やかでゆったりとした時間を過ごしました。

その後はホテルに戻りいよいよ総会の始まりです。参加者は最初から円卓のテーブルに座り、日本とは違って、会長がほとんど議事を進行させていきました。議案に質問が出ること





はなく、終盤には表彰が行わ れ、厳粛な中にも和やかな雰囲 気がありました。この間に、我 らが冨川会長は来賓挨拶で韓国 語を交えながらスピーチを行い ました。韓国語の部分では、笑 いを取るところはしっかり笑い を取り、締めるところはビシッ と締めて拍手喝采を受けていま した。正直、直前まで大丈夫だ ろうかと心配していましたが、 さすが我らが会長でした!総会 後はそのままの席で懇親会が始 まり、間断なく行われる余興で は全青税メンバーも代わる代わ る壇上に上がってミニゲームを 行い大いに笑わせてもらいまし た。ホテルでの懇親会が終わる と場所を移して二次会へ。二 次会の途中には、雪がちらつ き(光州での初雪だったようで す)、総会後の解放感もあって か考試会のみなさんは外に出て はしゃいでいました。私も外の 雪を眺めつつ、現地で初めてお 会いした方々との交流を楽しん

でいました。

最終日となる3日目は光州から高速鉄道に乗ってソウルに戻り、イ会長の事務所見学をさせていただきました。会長の事務所は大きなビルの中に入居しているそれは立派な事務所で驚きましたが、ここでは先の勉強会で考試会が報告した国税庁ホームタックス上でのデータの自動取得を実際に見せてもらい、勉強会の内容を補足していただきました。

こうして3日間の韓国滞在を終え、無事帰国の途に着きました。翌日は早速東京理事会というハードなスケジュールでしたが、大変思い出深い3日間となったことは、訪韓メンバー共通の思いであったように感じています。



税理士 PR 委員会活動

税理士職業紹介セミナー報告

税理士 PR 委員長 江 田 佳銘子

昨年度の山田執行部より始動した税理士 PR 委員会は、2年目を迎え、大学3校へ職業紹介セミナーを実施することができました。その内容についてご報告させていただきます。

第1回目は、令和5年11月 13日に香川大学法学部「租税 法 I 」青木丈教授の講義内で行いました。コーディネーターは 高橋法対策部長、パネリストと して冨川会長、髙栁組織部長、 江田、そして取材として清本敏 弘ホームページ運営委員長が参 加いたしました。

香川大学での開催は、昨年度からの依頼により開催することができました。当日は92名の参加があり、全青税側の説明では、資格取得の方法についての話に興味を持っていただくことができました。また当日は「Live!アンケート」(bravesoft(株)のツールを用いて質問をしていただいたところ、たくさんの質問をいただき、税理士という職業についてより興味を持っていただくことができたと思います。

第2回目は、令和5年11月 23 日に立命館大学法学部にて 近畿青税京都支部(以下「京都 支部」) との共催として行いま した。コーディネーターは伊庭 健裕会員(京都支部)、パネリ ストとして冨川会長、廣瀬翼京 都支部長、大橋裕幸会員(京都 支部)、取材として江田が参加 いたしました。昨年度に引き続 き2回目の開催となりました が、今回は参加者30名を4つ のグループに分け、税理士と質 疑応答の時間をとりました。参 加した学生からは、税理士とい う職業に希望が持てた、また税 理士が身近に感じられたという 感想などをいただきました。

第3回目は、令和6年1月 10日に國學院大學法学部の授業内で行いました。こちらも 昨年に引き続きの開催となり、 コーディネーター(兼先生)は 高橋法対策部長、パネリスト として冨川会長、阿部総務部 長、高柳組織部長、そして江田 が参加いたしました。内容は前 回と同様に、自己紹介や税理士 についての説明をして質問をし ていただく形でしたが、こちら も香川大学での開催と同様に質 問が多数あり、それに答える形 で色々話をすることができまし た。

全体を通じて、学生さんから は、感想文や実際の対話にて フィードバックしていただき、 参加した税理士にとって有意義 な時間となりました。今年度は 残り1回開催を検討していまし たが予定の調整がとれず、やむ なく次年度に引継がせていただ くこととなりました。というこ とで次年度もこの PR は続くと のことですので、会員の皆様 で、もし、大学やそれ以外でも 開催できる場所をご存じの方が いらっしゃれば、次年度の担当 者までお知らせいただければ幸 いです。最後になりましたが、 ご協力いただきました大学関係 者、参加いただいた会員(特に 毎回参加いただいた冨川会長)、 この場を借りて御礼申し上げま す。ありがとうございました。





国会陳情報告

法対策部長 高橋紀 充

全青税では、我々青年税理士 の声を国に届けるべく、毎年国 会議員への陳情活動を行ってい ます。

今回は、税の3原則である公

平、中立、簡素と逆行している「インボイス制度」や「源泉 徴収制度を用いた所得税定額減 税」を中心に、納税者が強いら れている事務負担の現状や問題

点を訴えるため、令和6年4月 4日に矢倉克夫財務副大臣、末 松義規衆議院議員、田村貴昭衆 議院議員ら3名の国会議員へ陳 情に行って参りました。

- ・矢倉 克夫 財務副大臣・参議院議員(公明党・埼玉)
- ・末松 義規 衆議院議員(立憲民主党・東京)
- ·田村 貴昭 衆議院議員(日本共産党·比例九州)



矢倉克夫 財務副大臣・参議院議員(公明党・埼玉)



末松義規 衆議院議員(立憲民主党・東京)

陳情内容として、まずインボ イス制度については、制度開始 後初めての個人確定申告を終え た時期でしたので、インボイス 制度により納税者(税理士)は 適格請求書の確認作業や特例適 用の有無など、明らかに事務負 担が増え、制度の複雑さも相 まって確定申告が例年にない煩 雑なものであった旨を報告致し ました。また、令和5年分の個 人消費税申告がインボイス制度 開始から3ヶ月(令和5年10 月開始)であった点を踏まえ、 令和6年分以降の確定申告にお いては、特例措置があったとし ても、特にインボイス制度を機 に課税事業者になった納税額は 非常に大きくなる旨を訴えて参りました。さらに、顧問先の中には当初、取引先からは登録番号の有無に関わらず取引を継続すると言われていたにも関わらず、少しずつ仕事を減らされている現状や、登録番号を有しない取引先に発注する発注側の税負担増についても報告致しました。

また、源泉徴収制度を用いた 給与等の所得税定額減税につい ては、法案が可決される前から 制度周知を行う手法や、本来国 家が行うべき減税事務について 安易に源泉徴収制度を用いるこ とで源泉徴収義務者がその事務 負担を強いられていることを国 民主権の観点や源泉徴収制度の 趣旨から問題である旨を訴えて 参りました。

田村議員、末松議員の両議員 は、消費税法について理解が深 くインボイス制度には強く反対 されています。また、矢倉財務 副大臣はインボイス制度や定額 減税について私たちが訴えた内 容に耳を傾けていただき、現状 を注視しながら引き続き対応を 検討するとおっしゃっていただ きました。

税の3原則である公平、中立、簡素を蔑ろにする税制は導入すべきでないと今後も声を上げ続けていきたいと思っております。

法対情報

法対策部より活動報告

法対策部長 高橋紀元(東京)



1. はじめに

今年度の法対策部は、税理士 制度対策委員会(委員長:山口 裕己会員/埼玉)、税制対策委 員会(委員長:濱田誠二会員/ 近畿)及び納税環境整備委員会 (委員長:安藤克哉会員/東京)、 インボイス制度特別委員会(委 員長:山田隆一会員/近畿)の 4つの委員会を設けて、主に 「信頼確保に向けた税理士法の 検討」「あるべき租税制度の確 立」「滞納、換価手続きにおけ る納税者の権利擁護」「インボ イス制度開始前後における積極 的な対外発信」について議論や 意見書提出などの活動を行いま した。

ここでは、原稿執筆時点まで この1年を通じて行った活動に ついて、私見も交えて報告させ ていただきます。

なお原稿執筆時点において、 提出を検討し法対策部会におい て議論しているものがあります が、議論の上、理事会の承認を 得ることができ、提出が叶いま したら提出した意見書として全 青税 HP および議案書に掲載さ れていますので、そちらをご確 認いただければ幸いです。

2. インボイス制度に対する反対声明

インボイス制度が開始される

前に、従来から当連盟が主張しているインボイス制度に関する問題点をあらためて広く国民に知ってもらうため、令和5年9月1日付にて「インボイス制度に対する反対声明」を全青税HPにて公開した。

また、9月14日に青年法律 家協会弁護士学者合同部会及び 全国青年司法書士協議会と共同 で『「弁護士・税理士・司法書 士」青年3士業団体でインボイ ス制度の廃止を求める緊急記者 会見』を衆議院第一議員会館に て行い、多数の新聞記者等を通 じて、前出の反対声明と併せて インボイス制度の問題点を訴え た。

当連盟の意見書等は日税連や 国税庁に提出することが多い が、インボイス制度が広く国民 に影響する事柄であることか ら、対外メディアを通じて訴え る活動を行った。メディアを通 じた反響の大きさを考えると、 一定程度の成果があったものと 思う。

3. 申告書等の控えへの収 受日付印の押なつの見直 しの件に関する反対意見

税務行政のデジタル・トランスフォーメーションが声高に叫ばれている中、国税庁より令和7年1月より申告書等控えへ収受日付印の押なつを行わない旨

が令和5年9月の日税連理事会で公表された。令和5年6月頃に、すでに一度国税庁はこの収受日付印の押なつを行わないことに関し、令和6年4月以降実施とする内容で公表していたが、周知期間が短いなど反対があり、今般、開始時期を令和7年1月に延期した上での周知依頼となった。

スマートフォンの普及が進み、e-Tax 導入から約 20 年経 つとはいえ、個人の確定申告や 各種届出等は未だ紙媒体で提出 する納税者も多くいる中で、特 にデジタル機器に不慣れな高齢 者等への配慮なく、一方的に紙 媒体から電子化へ移行するやり 方は納税者に不便を強いるもの となるため、11 月 28 日に国税 庁及び日税連へ意見書を提出し た。

4. 納付書の事前送付取り やめに対する要望書

上記3と併せて、税務行政の デジタル・トランスフォーメー ションの一環で、納付もデジタ ル化するといういわゆるキャッ スレス納付推進のため、令和6 月5月以降は電子申告をした法 人等一定の納税者に対しては納 付書を事前送付しない旨が公表 されていた。令和5年7月3日 に当連盟は抗議文や要望書を国 税庁、日税連に提出していたが、 令和5年9月の日税連理事会において、国税庁より納付書が必要な場合は所轄税務署へ電話があれば郵送する旨の説明がされたため、あらためて当連盟として納付書の事前送付について要望書を11月28日に国税庁及び日税連へ提出した。

5. 財務諸表データに 「e-Tax で使用できない 文字」が含まれていた場合の期限後申告扱いに関 する要望書

令和5年10月25日付にて国 税庁から「財務諸表データに e-Tax で使用できない文字が含 まれていた場合、令和6年1月 5日(金)以降は、他の条件に より正常に受付できなかった場 合と同様に期限後申告として取 り扱う」旨が公表された。申告 書そのものに何ら問題がなく、 添付書類である財務諸表が受信 側のシステム不備により申告そ のものを期限後とする取り扱い は申告納税制度の趣旨から合理 性がないと考え、従来通り期限 内申告として取り扱うよう、12 月11日に国税庁へ要望書を提 出した。

6. 近時の税務行政の DX と納税者の利便性に関する意見書

昨年度から国税庁が相次ぎ公表している収受日付印押なつ見直しの件、納付書事前送付取り やめの件など、従来の紙媒体の取扱いを拙速に廃止する動きが加速していることに懸念し、令和5年12月11日に日税連へ拙速なデジタル化について、納税者の利便に資するものなのか、申告納税制度の趣旨に反しない

か常に念頭に置いて、納税者の ために施策が行われるよう国税 庁に要望してほしい旨の意見書 を提出した。

7. 日本税理士会連合会と の懇談会

令和5年12月13日、日税連 会館において、日税連執行部と の懇談会を開催した。開催決定 後は、懇談会当日を含め合計4 回の事前打ち合わせを行い質問 内容について検討するととも に、当日の最終打合せにおいて、 各委員長のみならず、その場で 何か意見があれば遠慮なく伝え るということを確認し、懇談会 に臨んだ。

日税連会長には8月から太田 直樹会長が就任されており、神 津信一前会長の頃とは違う雰囲 気の中で懇談会が行われた。当 日、藤原日税連担当委員長が体 調不良により急遽不参加とな り、昨年度の法対策部長時代に 続き2年連続出席が叶わず、大 変悔しい思いをされていた。

懇談内容については、本誌の 日税連懇談会の記録をご覧いた だきたい。

8. 税制改正に関する要望書

令和6年2月19日、日税連に令和7年(2025年)度税制改正に関する要望書を提出した。要望書は濱田委員長を中心に、昨年9月の法対策部会から具体的な議論をはじめた。年明け早々に行った拡大法対策部会を含め、9月から1月までの部会において議論を重ねた。また、理事会において幾度も協議を重ね、広く意見を求め、部員以外からの意見も踏まえたうえで検

討を重ねた。今年度は、医療費 控除など賛否が拮抗し一つの意 見に集約することが極めて困難 な要望項目については、次年度 以降でさらに議論を深めたうえ で提出することとし、2月の理 事会で無事に審議承認され、提 出へと至った。

当連盟の税制改正要望書は、 主権者である国民が納得できる 租税制度の実現を目指し、公平、 中立、簡素であることを主軸に 据え、新規項目や従来からの要 望項目に対して多様な意見を取 り入れながら、よりよい要望書 となるよう毎年少しずつ変更し ている。議論の過程において、 意見をする者の考え方の背景が 先に述べた要望書の主軸に沿わ ない場合、部員や理事同士の議 論はかみ合わないものとなる。 従前からの要望内容を変えない ことを是とする必要は全くない が、仮に変えるのであれば、そ の寄るべき根拠についても国民 が納得するようなものでなけれ ばいけない。

9. 源泉徴収制度を用いた 給与等の所得税定額減税 方法に対する反対意見書

令和5年10月に岸田首相が 表明した減税について、令和6 年度税制改正大綱に定額減税の 内容が記載された。この定額減 税について、令和6年6月実施 までに時間的猶予がないこ導に 時間的猶予がないこ導に 周知する国会軽視の懸念や、 りーフレット等を作成し国民、 源 教収制度を用いて減税を実施 すれば源泉徴収義務者の事務負 担や費用負担が過度になること を懸念し、令和6年3月25日 に財務大臣へ意見書を提出し た。

10. 国会議員への陳情活 動

令和6年4月4日、国会議員 への陳情活動を行った。今回は インボイス制度開始後、そして 定額減税に関する法案が通過し た後であったことを踏まえ、税 の3原則である公平、中立、簡 素の観点から、インボイス制度 や定額減税、特に給与所得者に 係る定額減税の手法について、 現場の声を届けるべく、理事や 部員から意見聴取した資料や当 連盟の意見書とともに陳情し た。インボイス制度について事 業者の切実な声はすでに国会議 員にも届いているようであった が、やはり私たち税理士が専門 家として日頃行っている計算等 の事務を踏まえて訴えることは 非常に有益であり、当連盟とし ての活動の醍醐味であると感じ た。

11. おわりに

上記以外に、法対策部は理事会において内閣府税制調査会等の会議情報や資料を提示して報告しています。あくまで私見ですが、政府は国民からの反対がなければ粛々と当初決めた政策を進めていくと思ってであるというで、特に税務の専門家である私たちがいち早く情報を把握し、意見することが大切だとの考えゆえ、今年度もできるだけ多くの情報や資料を提示致しました。

毎月の法対策部会では、例年 通り毎回時間が足りないという 状況でしたので、山口委員長、 濱田委員長、安藤委員長には特 にご苦労をかけたと思います。 この3委員長のお陰で、今年度 も税制改正要望書をはじめ、各 種の成果物、意見書等を作成す ることができました。

また、部員の皆様には、昼食

のために外出すれば正味 10 分程度の食事時間、遠方の開催地では弁当と、折角の休憩時間まで削ってしまい申し訳ない気持ちです。

私自身は弁当発注を失念する 夢を見て冷や汗をかいたことも ありましたが、冨川会長はじめ 3委員長、そして部員の皆様が 支えて下さったおかげで、法対 策部長としてこの1年を乗り切 ることができました。

法対策部の活動にご協力いただいたすべての皆様に深く感謝を申し上げ、結びの報告とさせていただきます。

今年度、法対策部では全青税会員及び納税者向けのリーフレットを 作成しました。ぜひご活用ください↓



【滞納処分チェックリスト】 【こんなことしたらどうなる?税理士法】 【納税者権利憲章の制定を】

今年度トピック

能登半島地震被災地視察報告

会長 冨川和將

令和6年1月1日に発生した 能登半島地震からこの原稿を書 いている時点において約5ヶ月 が経過しました。今もなお被災 地では仮設住宅にも移ることが できず避難所生活を余儀なくさ れている方が多くいらっしゃい ます。被災された皆様には心よ りお見舞い申し上げます。

全青税では被災をされた方々 に何が出来るのかを知るため に、まずは被災地に入り、本当 に必要なことは何かを知ろうと 思い、現地視察に行くことを決 めました。

各方面に連絡をとり、前日までその手配で右往左往しましたが何とか無事現地へ行く段取りを整え視察へ。視察は4月7日から8日にかけ2日間、参加者は私、富川をはじめ、阿部圭子会員(東京)、高栁律彦会員(神奈川)、藤原功子会員(近畿)の5名。

4月7日(日)

10時に金沢駅に到着後、駅前でレンタカーに乗り込み七尾

市へ。七尾市には高橋会員のご 友人で七尾市で税理士として活 躍されている金山様と合流。金 山様の案内により七尾市~志賀 町、和倉温泉などを視察しまし た。被害が比較的少ないと聞い ていたのですが、志賀町では家 屋が所々倒壊し、車が家屋の下 敷きになり潰れたままだった り、倒壊した家屋が道路に横た わっていたりと、未だに撤去さ れないまま放置されていまし た。和倉温泉ではホテルや旅館 が建物の真ん中から割れ、その 片方が倒れかけているものが あったり、建物の壁が剥がれ落 ちていたり、道路はコンクリー トがめくれ上がり、地割れがお きていたりと撤去や取壊しなど すら進んでおらず、被害にあっ たそのままの状態で放置されて いる街並みを見て言葉になりま せんでした。

4月8日(月)

6時にホテルをチェックアウトした後、レンタカーで珠洲市にある珠洲商工会議所へ向かい

ました。道中の高速道路は山が 崩れたことに伴い、道路全体が 崩れ落ちていたり、片側が崩れ 落ちていたり、コンクリートが 剥がれ土だけになっていたりと いう状況でした。そのため金沢 から能登へ行くには高速道路が 1本あるのですが、それは能登 へ行くだけの片側通行となり、 帰りは県道や市道などを使い金 沢へ戻ることとなります。

10時前に珠洲商工会議所へ到着。珠洲市は町全体で家屋の倒壊や電信柱の倒壊、道路の陥没などひどい状態でした。また珠洲商工会議所付近は津波もあったようで、車の上に車が乗っていたり、信号が倒れかけたまま点灯していたり、大型のスーパーが入り口から倒壊していました。(※)

11時に、珠洲市でも特に被害の大きかった宝立地区へ向かいました。宝立地区は地震と津波によりほとんどの家屋が倒壊しており、辺り一面瓦礫の山となっていました。ここでは、宝立小中学校へ行き、被災者の方



家屋の下敷きになった車



倒れかけたままの信号機



宝立地区

へ炊き出しの手伝いを行いまし た。少しでもたくさん食べてい ただき、元気になって欲しいと 思い多めにご飯をよそうのです が、被災所に避難されている方 はお年寄りの方が多く、ご飯は 少な目が良いという方が多くい らっしゃいます。お年寄りの方 が多く避難所生活をされている ことに心を痛めました。避難所 では自衛隊がお風呂を出してい たり、市や企業が移動式トイレ や移動式コインランドリー、移 動式ワークスペースやキッチン カーを提供していたりと、多く の支援がされていました。しか し未だに珠洲市では水道の復旧 率が10%程度と低く、生活するにはまだまだ復興は遠い感じでした。

15時に志賀町にある富来商 工会議所へ到着しました。付近 は倒壊している家屋もそこまで はなく、たまに倒壊したまま放 置されているという感じでし た。ただ少し前まではその富来 商工会議所自体も避難場所と なっていたため、避難者の方が 寝泊まりをしていたようです。

今回は2日間に渡り被災地を 視察させていただき、被災地支 援と税理士について考えまし た。そして分かったことは、無 料税務相談などは復興が進んで からでしか意味がないというこ と、震災が発生し3ヶ月が経過 しましたが被災地の方はまだ生 きていくことで精一杯な状況で あること、さらに例え要望が あったとしても無料相談会を開 催する場所がないということで す。また震災や津波の被害を受 けると帳簿や証憑類が無くなっ てしまうこと。このような状態 で申告しようにもどうすればい いのかが分からないとのことで した。その中で今後我々税理士 が出来ることとすれば、このよ うな特殊な状況における場合の 税務対応マニュアルの様な分か りやすいものを作成し、被災地 で活用していただく、このよう なことではないのかと思います。 (※) 今回の被災地視察を理事 会で報告した際の資料は議案書 へ、珠洲商工会議所・富来商工 会議所でのやり取りは議事録が 全青税のホームページに掲載さ れていますので、是非ご覧下さ

能登半島地震募金ご協力のお礼

全青税より、能登半島地震募金ご協力のお願いをいたしましたところ、多数の会員のご協力を いただき、厚く御礼申し上げます。

令和6年5月10日までに1,238,495円の募金を頂き、同日において全額を石川県へ送金致しました。

またご案内にも記載しました通り、渋谷税務署と確認を取りつつ、寄附金控除の対象とさせていただいております。寄附金控除の適用を受ける方は確定申告の際お忘れの無いようご注意ください。

能登半島地震対策特別委員会設置のご報告

令和6年2月10日に行われました第9回千葉理事会において、能登半島地震対策特別委員会の設置をいたしました。今年度における活動としては募金のお願い、被災地視察及び支援、被災地を視察したからこそ気付けた収受印押捺や消費税等の更なる特例措置の要望の意見書・要望書の提出を行いました。

今後については、被災地の状況に応じて、また全国三青会とも協力をし、更なる活動を検討して参ります。

2024 年全国青年税理士連盟 研究論文集のご案内 【新時代に求められる税理士の役割】

〇シンポジウム論文集は全国青税ホームページからダウンロードする ことができます。



【論文集のダウンロードの手順】

「全青税」(https://aozei.com/)のトップページ、「各部の活動報告」から「研究部全青税シンポジウム」へ進んでいただいた後、「記事」の一番上にある「【研究部】2024年研究論文集」をクリックし、論文集の表紙の画面をクリックし、資料閲覧用パスワードを入力しますと、論文集が閲覧・ダウンロードできます。

【目次】

- ・はじめに
- ・東 京 青 税「税理士の業務の ICT 化と納税者の権利擁護について」
- ・近畿青税「AIと税理士業務の未来」
- ・名古屋青税「書面添付制度について」
- ・神奈川青税「これからの税理士の業務のあり方〜無償独占について考える〜」
- ・埼玉青税「他資格との業際問題の現状と税理士業務の未来」
- ・ 千 葉 青 税「AI にはできない税理士の役割」
- ・岐阜青税「税理士の責任と税理士賠償責任保険について」

◇② 五十周年記念サイトのご案内 ②◇

全国青年税理士連盟五十周年記念サイトは下記よりご覧いただけます。

http://aozei50th.com

动とがき

さる理事会で本誌の発行について報告した折、さる議長が「193号だね~」と、おっしゃいました。なむさん!一級品の仕上がりを目指して「あわてない、あわてない」と心に唱えつつの編集作業でゴザイました。これが終われば一休み?

コロナ禍の時代が過ぎ、フルスロットルで行われた今期の全青税活動。皆さんにお伝えしたく、本誌も分厚くなりました。原稿の行間からはそれぞれのパワフルな様子がにじみでています。次期執行部の活動も楽しみです! 広報部長 津田 律子